

## 受水槽給水栓に関する各種手続きについて

### 1 受水槽給水栓を設置するときの手続き

- (1) 受水槽給水栓を設置したい場合は、「川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱」に基づく「受水槽給水栓設置申込書（3頁参照）」及び工事完成後の設置写真の提出など必要な手続きを行ってください。
- (2) 提出する写真は、設置状況が明確にわかるように撮影してください。  
なお、不明瞭なときは撮り直しをしていただくことがあります。
- (3) 詳しくは、受水槽給水栓に関する窓口にお問い合わせください

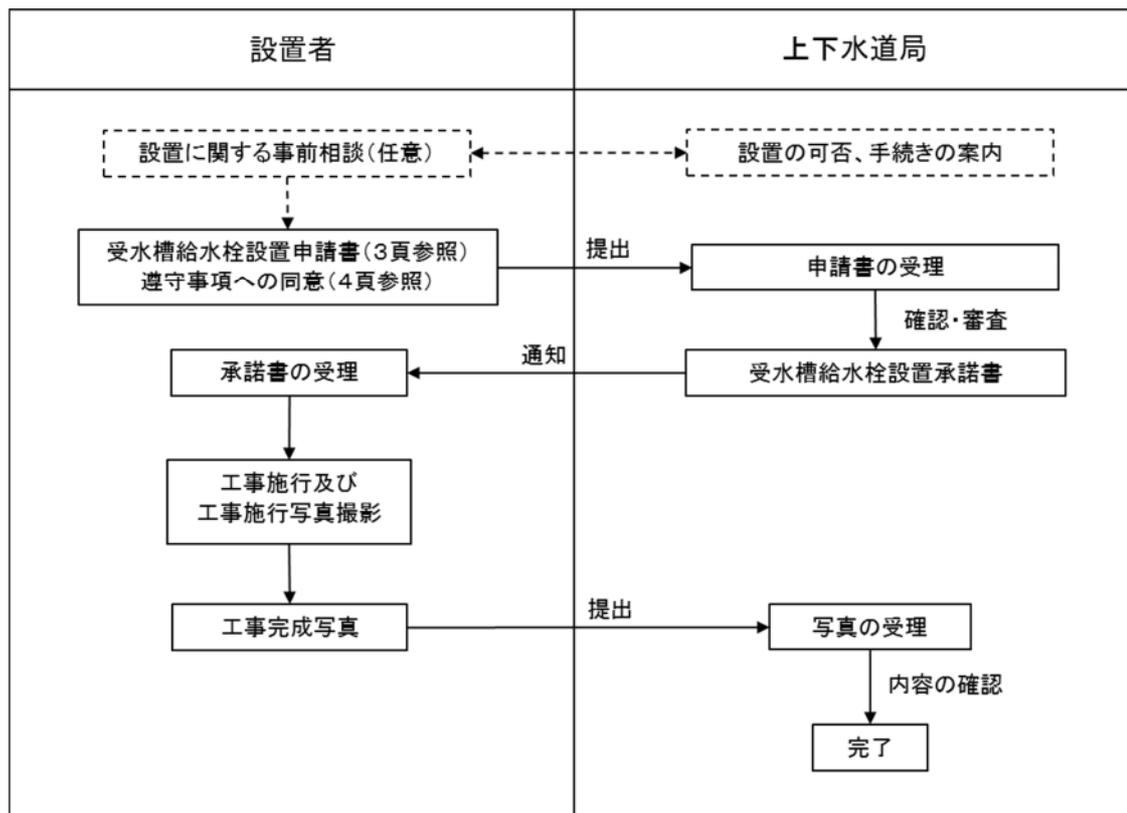


図1 - 受水槽給水栓設置～工事完成後の手続きフロー

### 2 災害時に受水槽給水栓を使用したときの手続き

災害時に受水槽給水栓を使用した場合は、後日、「受水槽給水栓使用届（5頁参照）」を提出してください。（災害時のため、水道料金は発生いたしません。使用状況の確認のため、提出をお願いいたします。）

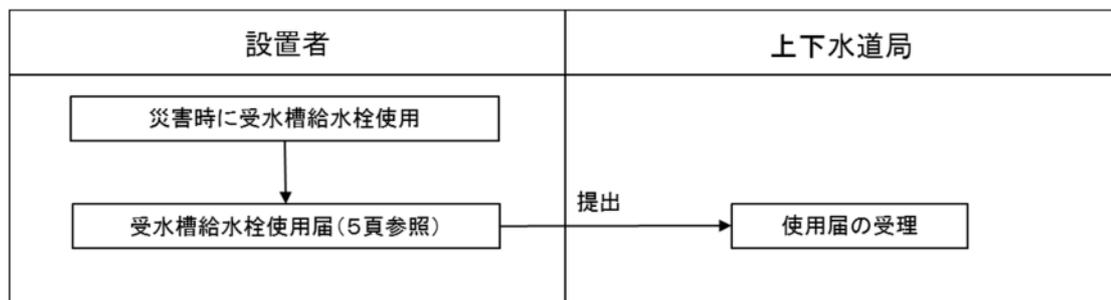


図2 - 災害時に受水槽給水栓を使用したときの手続きフロー

3 受水槽給水栓を撤去するときの手続き

受水槽給水栓の使用をやめたときは、受水槽給水栓を撤去した事実が確認できるもの（写真等）とともに「受水槽給水栓廃止届（6頁参照）」を提出してください。

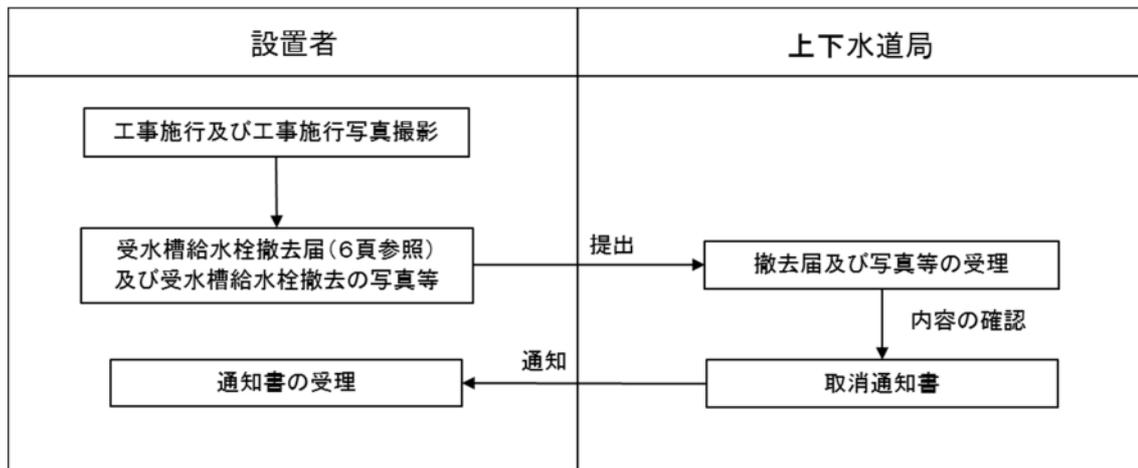


図3-受水槽給水栓撤去の手続きフロー

4 受水槽給水栓に関する窓口

受水槽給水栓に関する手続きや相談は、次の窓口へお問合せください。

管轄区域	事業所名	事業所在地	電話番号
川崎・幸・中原区	南部サービスセンター	中原区上平間 1183	044-544-5433
高津・宮前区	中部サービスセンター	高津区末長 1-44-24	044-855-3232
多摩・麻生区	北部サービスセンター	麻生区高石 4-15-7	044-951-0303

（表）

受水槽給水栓設置申込書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

〇〇マンション管理組合

住所 川崎市〇〇区〇〇丁目〇—〇

電話番号 044-〇〇〇-〇〇〇〇

川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱（以下「要綱」という）に基づき、次の受水槽給水栓を設置することを申し込みます。なお、裏面に掲げる事項を遵守するとともに、災害時以外で使用した場合は、いかなる処置に対しても、異議申し立てをせず、直ちに指示に従うことに同意します。

設置場所	
住所	〇〇 区 〇〇丁目〇—〇
建築物の名称	〇〇マンション
設置位置	
<input checked="" type="checkbox"/> 壁面	<input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
受水槽給水栓（どのようなものを設置する予定かお書きください。）	
（例）カギ付き水栓	
災害時以外の使用の防止方法（どのように行う予定かお書きください。）	
（例）水栓にカギをかけ、管理室にカギを保管	
応急給水関係情報（わからない場合は記入する必要はありません。）	
受水槽の容量	100 m <sup>3</sup>
建築物の住民数	約 100 人
耐震化の措置	
受水槽	<input checked="" type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
受水槽までの給水管	<input checked="" type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない

(裏)

受水槽給水栓の設置及び管理に係る遵守事項

- 1 災害時において速やかに受水槽給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう適切に管理すること。
- 2 要綱第3条各号に適合する状態を維持すること。
- 3 受水槽給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、改めて要綱第2条で規定する申込みをし、要綱第5条第1項に規定する写真を提出し、管理者の確認を受けること。
- 4 管理者が受水槽周辺に立ち入って行う受水槽給水栓に関する管理状況の確認を拒まないこと。
- 5 災害時にのみ受水槽給水栓を使用すること。
- 6 配水管の断水が解消され、水の供給が開始されたときは、受水槽給水栓の使用を中止すること。
- 7 配水管は断水していないが、停電等の影響により断水になったときは、受水槽給水栓ではなく外部の直結給水栓を使用すること。
- 8 受水槽給水栓を使用したときは、要綱第7条第2項及び第3項の規定に従い、受水槽給水栓使用届（第3号様式）を管理者に提出すること。
- 9 受水槽給水栓を撤去したときは、速やかに要綱第8条に規定する受水槽給水栓廃止届（第4号様式）を管理者に提出すること。
- 10 要綱第3条各号の規定に違反した場合、要綱第5条第1項に規定する写真を提出しなかった場合又は災害時以外の使用があったと管理者が認めた場合は、管理者の命じるところにより受水槽給水栓を撤去すること。

以上

(記載例)

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

受水槽給水栓使用届

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

設置者

氏名 (法人、団体にあつてはその名称)

〇〇マンション管理組合

住所 川崎市〇〇区〇〇丁目〇—〇

電話番号 044-〇〇〇-〇〇〇〇

川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱第7条の規定に基づき、受水槽給水栓の使用を届け出ます。

設置場所 (住所)	川崎市〇〇区〇〇丁目〇—〇
建物名称	〇〇マンション
使用年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日から 〇〇〇〇年 〇月 〇日
備考	

(記載例)

第4号様式 (第8条関係)

年 月 日

受水槽給水栓廃止届

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

設置者

氏名 (法人、団体にあつてはその名称)

〇〇マンション管理組合

住所 川崎市〇〇区〇〇丁目〇—〇

電話番号 044-〇〇〇-〇〇〇〇

川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱第8条の規定に基づき、受水槽給水栓の廃止を届け出ます。

設置場所 住所 〇〇 区 〇〇丁目〇—〇 建築物の名称 〇〇マンション
設置位置 <input checked="" type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
設置年月日            〇〇〇〇年            〇月            〇日
廃止理由  (例) 受水槽撤去による廃止

※受水槽給水栓が撤去されたことを示す写真を管理者に提出願います。